

羽生市特定健康診査受診率向上対策業務プロポーザル 審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和8年度羽生市特定健康診査受診率向上対策業務を実施するに当たり、プロポーザル方式によりその業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正に決定するため、羽生市特定健康診査受診率向上対策業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 提案書類の審査及び候補者の決定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、市職員の中から市長が任命する。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課例規選挙係長
- (4) 企画課長
- (5) 企画課情報政策係長
- (6) 健康づくり推進課長
- (7) 国保年金課長
- (8) 国保年金課国保係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から業務委託の契約を締結した日の翌日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平、公正かつ誠実に審査を行わなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第8条 委員会は、第2条に掲げる事項を審議したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部国保年金課で処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 2 7 日から施行する。